

第9回十勝中央合併協議会議案

日時 平成16年8月27日（金）午後2時

会場 更別村社会福祉センター大ホール

議案の提出について

報告第20号 地域自治組織等小委員会の報告について

調整結果報告第1号 地方税の取扱いについて

調整結果報告第2号 国民健康保険事業の取扱いについて

協議第28号 介護保険事業の取扱いについて

協議第29号 建設関係事業の取扱いについて

協議第30号 下水道関係事業の取扱いについて

上記議案を別紙のとおり提出する。

平成16年8月27日

十勝中央合併協議会会長 岡田 和夫

調整結果報告第1号

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて、別紙のとおり調整したので報告する。

提案	第3回 平成16年3月26日	決定	第4回 平成16年4月23日
【調整方針】 <p>3 町村で差異のない税制については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、差異のあるものについては、次のとおり取り扱うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 <u>個人町民税、固定資産税、軽自動車税の納期については、合併時まで調整する。</u>2 個人町民税の減免については、幕別町及び忠類村の例により、合併時に統合する。3 法人町民税の減免については、幕別町の例により、合併時に統合する。4 鉦産税については、幕別町及び忠類村の例により、合併時に統合する。5 特別土地保有税の免税点については、幕別町の例により、合併時に統合する。6 入湯税については、幕別町の例により、合併時に統合する。ただし、課税免除については、合併時に再編する。7 申告受付については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。			

(別紙)

協議項目	10 地方税の取扱い			
決定されている調整方針	個人町民税、固定資産税、軽自動車税の納期については、合併時まで調整する。			
項目	幕別町	更別村	忠類村	調整結果
個人町民税の納期（普通徴収）	第1期 6月16日 ～同月30日まで 第2期 8月16日 ～同月31日まで 第3期 10月16日 ～同月31日まで 第4期 12月1日 ～同月25日まで	第1期 6月11日 ～同月30日まで 第2期 8月11日 ～同月31日まで 第3期 10月11日 ～同月31日まで 第4期 12月1日 ～同月20日まで	第1期 6月1日 ～同月30日まで 第2期 8月1日 ～同月31日まで	第1期 6月16日 ～同月30日まで 第2期 8月16日 ～同月31日まで 第3期 10月16日 ～同月31日まで 第4期 12月1日 ～同月25日まで
固定資産税の納期	第1期 6月16日 ～同月30日まで 第2期 8月16日 ～同月31日まで 第3期 10月16日 ～同月31日まで 第4期 12月1日 ～同月25日まで	第1期 7月11日 ～同月30日まで 第2期 9月11日 ～同月30日まで 第3期 11月11日 ～同月30日まで 第4期 翌年1月11日 ～同月31日まで	第1期 9月1日 ～同月30日まで 第2期 11月1日 ～同月30日まで	第1期 6月16日 ～同月30日まで 第2期 8月16日 ～同月31日まで 第3期 10月16日 ～同月31日まで 第4期 12月1日 ～同月25日まで
軽自動車税の納期	6月16日 ～同月30日まで	5月11日 ～同月31日まで	5月1日 ～同月31日まで	6月16日 ～同月30日まで

調整結果報告第 2 号

国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いについて、別紙のとおり調整したので報告する。

提案	第 5 回	平成16年 5 月21日	決定	第 6 回	平成16年 6 月25日
【調整方針】					
1 国民健康保険税の賦課形態及び課税限度額については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。					
2 国民健康保険税の税率については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第 6 号）第10条の規定を適用し、合併する年度の翌年度以降 5 年度の経過措置により段階的に調整し、幕別町の税率を基準に統一する。ただし、介護保険分の税率については、合併する年度の翌年度に再編する。					
3 国民健康保険税の法定軽減制度については、合併する年度は現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併する年度の翌年度以降は法令の定めるところにより統一する。					
4 <u>国民健康保険税の納期については、合併時まで調整する。</u>					
5 保険給付及び高額療養費貸付あっせんについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。					
6 保健事業については、新町において調整する。					
7 国民健康保険運営協議会については、合併時に統合する。					

(別紙)

協議項目	22-6 国民健康保険事業の取扱い			
決定されている調整方針	国民健康保険税の納期については、合併時まで調整する。			
項目	幕別町	更別村	忠類村	調整結果
国民健康保険税の納期	第1期 6月16日 ~ 同月30日まで 第2期 8月16日 ~ 同月31日まで 第3期 9月16日 ~ 同月30日まで 第4期 10月16日 ~ 同月31日まで 第5期 11月16日 ~ 同月30日まで 第6期 12月1日 ~ 同月25日まで	第1期 8月11日 ~ 同月31日まで 第2期 10月11日 ~ 同月31日まで 第3期 12月1日 ~ 同月20日まで 第4期 2月11日 ~ 同月28日まで	第1期 7月1日 ~ 同月31日まで 第2期 10月1日 ~ 同月31日まで 第3期 12月1日 ~ 同月25日まで	第1期 6月16日 ~ 同月30日まで 第2期 7月16日 ~ 同月31日まで 第3期 8月16日 ~ 同月31日まで 第4期 9月16日 ~ 同月30日まで 第5期 10月16日 ~ 同月31日まで 第6期 11月16日 ~ 同月30日まで 第7期 12月1日 ~ 同月25日まで 第8期 翌年1月16日 ~ 同月31日まで

協議第27号

使用料・手数料等の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	16 使用料・手数料等の取扱い
<p>1 使用料については、次のとおり取り扱うものとする。ただし、新町における住民の一体性を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平の原則から、適正な料金並びに減免規定のあり方について、新町において引き続き検討する。</p> <p>(1) 施設使用料については、施設の内容及び建設年度が異なることなどから、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、統一するよう調整する。</p> <p>(2) 公営住宅使用料及び特定公共賃貸住宅使用料については、家賃の算定方法について、合併時までに再編する。</p> <p>(3) 占用料、行政財産使用料については、幕別町の例により、合併時に統一する。</p> <p>(4) 土木用機械使用料については、合併時に廃止する。</p> <p>(5) 町営バス使用料については、合併時までに調整する。</p> <p>(6) 幼稚園使用料については、現行のとおりとする。</p> <p>2 手数料については、合併時に統一する。</p>	

協議第28号

介護保険事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-8 介護保険事業の取扱い
<ol style="list-style-type: none"><li data-bbox="245 546 1391 680">1 介護保険事業計画については、平成18年度からの次期計画を新町において策定する。ただし、次期計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。<li data-bbox="245 689 1391 875">2 第1号被保険者の介護保険料については、合併する年度は現行のとおり新町に引継ぐものとし、次期介護保険事業計画に基づき平成18年度に統一する。 介護保険料の普通徴収の納期については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統合する。<li data-bbox="245 884 1391 972">3 介護保険料減免制度については、事業のあり方について、合併時まで調整する。<li data-bbox="245 981 1391 1122">4 介護保険利用者負担軽減制度については、次の区分により調整する。<ol style="list-style-type: none"><li data-bbox="277 1032 1391 1070">(1) 国の制度については、忠類村の例により、合併時に統合する。<li data-bbox="277 1079 1391 1117">(2) 町村独自の制度については、合併時に再編する。<li data-bbox="245 1131 1391 1169">5 居宅介護支援事業所については、合併時に再編する。	

建設関係事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-16 建設関係事業の取扱い
	<p>1 公的賃貸住宅等の供給計画については、住宅マスタープランを新町において策定する。 幕別町公共賃貸住宅再生マスタープランは、現行のとおり新町に引き継ぎ運用する。ただし、新町において全域を対象とした新たな計画を策定する。</p> <p>2 公営住宅等の敷金については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統一する。ただし、現入居者から新たな徴収は行わない。 共益費は、合併する年度の翌年度から入居者負担とする。 管理人制度は、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成18年3月31日をもって廃止する。</p> <p>3 緑の基本計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p> <p>4 都市計画マスタープランについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>5 都市計画区域については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>6 道路除排雪事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、地域性及び降雪量等の違いを考慮した上で、新たな除排雪手法等について、新町において調整する。なお、出勤基準は、幕別町及び更別村の例により、合併時に統合する。</p>

下水道関係事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-18 下水道関係事業の取扱い
	<p>1 下水道事業及び個別排水処理施設整備事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>2 下水道受益者負担金（分担金）については、次の区分により調整する。ただし、合併前に決定した負担金（分担金）については、新町に引き継ぐものとする。</p> <p>(1) 公共下水道事業、流域関連公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業地域の負担金（分担金）の額及び賦課については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 農業集落排水事業地域の分担金の額については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、忠類地区については、更別村の例により、平成20年度に統一する。</p> <p>(3) 農業集落排水事業地域の分担金の賦課については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、忠類地区については、更別村の例により、平成20年度に再編する。</p> <p>(4) 各事業に係る負担金（分担金）の徴収及び減免については、幕別町の例により、合併時に再編する。</p> <p>3 個別排水処理施設受益者分担金については、次の区分により調整する。ただし、合併前に決定した分担金については、新町に引き継ぐものとする。</p> <p>(1) 分担金の額については、合併時に統一する。</p> <p>(2) 賦課については、更別村の例により、合併時に再編する。</p> <p>(3) 徴収については、合併時に再編する。</p> <p>(4) 減免については、幕別町の例により、合併時に再編する。</p> <p>4 下水道使用料については、次の区分により調整する。</p> <p>(1) 使用料の額については、合併する年度の翌年度に更別村の使用料を基準に新たな使用料を設定し、平成19年度に統一する。</p> <p>(2) 使用水量の認定及び賦課については、使用料の設定に合わせて、平成19年度に再編する。</p> <p>(3) 徴収については、幕別町の例により、合併時に統合する。</p> <p>(4) 減免については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>5 個別排水処理施設使用料については、次の区分により調整する。</p> <p>(1) 使用料の額については、合併する年度の翌年度に更別村の使用料を基準に新たな使用料を設定し、平成19年度以降4年度の経過措置により段階的に調整し統一する。</p> <p>(2) 賦課については、使用料の設定に合わせて、幕別町及び忠類村の例により、平成19年度に統合する。</p> <p>(3) 徴収については、忠類村の例により、合併時に統合する。</p> <p>(4) 減免については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>6 下水道占用料については、幕別町の例により、合併時に統一する。</p> <p>7 下水道資金貸付制度及び個別排水処理施設資金貸付制度については、更別村の例により、合併時に統合する。ただし、合併前に決定した貸付については、新町に引き継ぐものとする。</p> <p>8 下水道補助制度については、更別村の例により、合併時に統合する。</p> <p>9 個別排水処理施設補助制度については、合併時に再編する。</p>